平成30年 第7回日の出町 農業委員会議事録

日の出町農業委員会

農業委員会第7回総会日程

平成30年7月25日役場全員協議会室

- 1. 開 会
- 2. 諸報告
- 3. 議事録署名委員の指名
- 4. 議事
- (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 日の出町農業委員会会長専決処理規程第4条による報告について
- 5. 閉 会

平成30年第7回日の出町農業委員会総会

平成30年7月25日役場全員協議会室

議席	氏 名	議席	氏 名
1	土澤孝一君	9	原島克佳君
2	北島清司君	10	和 田 勝 君
3	山崎茂樹君	11	野口隆昭君
5	清水和夫君	12	関 石 啓 之 君
6	関根進君	13	小 川 昌 夫 君
7	矢 治 一 俊 君	14	辻 本 泰 啓 君
8	木住野 佑 治 君	15	神 田 功 君

事務局職員

事務局長吉村秀樹事務局方田努事務局宮下貴裕

欠席委員 10番 和 田 勝 君

事務局長

皆さん、こんにちは。山崎委員は遅れてくるという連絡がありました。只今から平成30年第7回日の出町農業委員会総会を開会いたします。まず始めに、神田会長より、ご挨拶をいただきます。

会 長

皆さん、改めましてこんにちは。本日は第7回の農業委員会総会を 開催したところ、14名中1名欠席であります。出席委員が過半数を 超えていますので、総会は成立しております。本日もご審議をよろし くお願いいたします。ありがとうございました。

事務局長

ありがとうございました。

続きまして日程3. 議事録署名委員指名及び議事進行を会長に、お願いいたします。

会 長

それでは、3. 議事録署名委員の指名をさせていただきます。12番 関石委員、13番 小川委員にお願いいたします。

それでは、4. 議事に入らせていただきます。

議案第1号と議案第2号は関連案件ですので、一括審議といたします。(1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、(2) 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の朗読及び説明をお願いいたします。

事務局

(議案第1号、議案第2号について朗読及び説明)

会 長

朗読及び説明が終わりました。

地区担当は・委員です。申請地を確認していただいております。説明をお願いします。

委 員

それでは申請地についてご説明いたします。

7月19日に事務局と現地を確認してまいりました。場所は、議案第1号、第2号の案内図をご覧ください。・小学校の東側、2、30m行ったところの道路が交差しているところの一角であります。案内図を見ていただければわかると思いますが、申請地の北側に幅の広い道路がありまして、東側にも南側に抜ける道路があります。申請地から西側、案内図の西側に行きますと、また広い道路があり、ひとつの囲まれた集団性のある地区となっております。ここは、盛土がされていまして、道路から4、50cm程高くなっております。申請地の南側はすべて耕作地でありまして、北側には少し住宅がある状況です。

次に、公図を見ていただきたいのですが、北側の道路が・番、東側にも道路があるのですが、範囲外で抜けているようです。・番と・番の道路に面したところはコンクリートで土留めをしておりまして、70

cmぐらいのコンクリート土留めがあります。どこから畑に進入する かと言いますと、・番の東側中央に大体4m幅のコンクリート製の進入 路になっており、軽トラックやトラクターが入れるように固めてあり まして、緩やかなスロープになっております。・番は土留め等はなく、 自然な勾配を使って出入りしているのではないかと思われます。現 在、・番、・番、・番はきれいに耕耘されておりまして、いつでも耕作で きる状態であります。それから、・番と・番、・番と・番の境にはコン クリートの板が並べられておりました。幅が60cm、高さ30cm、 厚さ6cmのコンクリートの板ですね。埋めてあるといいますか、お いてあるといいますか、少し引っ張れば抜けるようなものです。境界 を示すために設置されたものだと思います。先ほど言いましたように、 道路から50cm程の盛土がしてありまして、高くなっております。 他の畑は、道路から緩やかな勾配を使っておりますが、土留めが設置 されているのは・番と・番の道路に面したところのみとなります。特 に耕作するうえでは問題ないと思いますので、ご審議お願いいたしま す。

- 会 長 ・委員及び事務局の説明が終わりました。 委員さん方、意見、質問がございましたらお願いいたします。はい、・ 委員。
- 委員 ただいま、・委員の説明のあった場所ですが、・番のところに登坂の コンクリートが打ってあるとのことですが、農地法上問題があるので はないですか。
- 事務局 ご説明いたします。登坂のための畑への進入路のコンクリート打ち は農地法上農地転用許可不要のものとして認められていますので問題 ございません。

委員 分かりました。

会 長 はい、その他に。・委員。

委員 それでは質問します。先ほど・委員の言われた・番には、この間壊していたのですが、以前パラボラアンテナのついた小屋が立っていまして、撤去しているのは見ていましたが、あれはどちらの方が建てたのか分かりますか。今回は関係ないかもしれませんが、あの小屋はきちんと片付けられて、資材や基礎等が残っていない状況でしょうか。

事務局 はい、回答いたします。19日に・委員と現地確認をしてまいりまして、当該地の建物については、・さんのお父さんが建てたとのことですが、今回の売却に当たり小屋を撤去して、基礎等も撤去されておりました。ただ少し、建物があった場所には少し表層に砂利がありますので、不動産業者にも耕作するには少しすいて土を入れなおすなどし

ないと使えないのではないかと話はしました。現状においては、それ 以外には水道管のメーターが残っているだけになります。

委員 補足で確認なのですが、水道を引いているものについては、こちらの案件の書類には載ってこないのですが、そういった水道の所有権も 移転するものなのですか。それとも水道は水道で契約を個人でしているのでどうなるのでしょうか。

事務局 水道は通常ですと、メーターが残っていれば、名義を変更すれば、 次に取得した方が使えますが、そちらをどうするかの確認は取れてい ませんが、名義を変えて使用することは問題ないと思います。

会 長 意見、質問がないようですので、議案第1号及び、議案第2号農地 法第3条の規定による許可申請について、処理いたします。 許可として、よろしい委員さんは、挙手をお願いいたします。

委員 (挙手多数)

会 長 挙手多数ですので、本案件は、許可いたします。

続きまして、(3)日の出町農業委員会会長専決規程第4条に基づく 報告について、事務局の朗読をお願いいたします。

事務局 (専決処理 農地法4条届出 1件、農地法5条届出4件 朗読)

会 長 朗読が終わりました。

署名

只今の報告につきまして、意見、質問がございますか。

会 長 意見、質問がないようですので、(3)日の出町農業委員会会長専決 規程第4条による報告とさせていただきます。

以上をもちまして、本総会の日程は終了いたしました。

 3
 番